

医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.7 (令和7年1月号)

令和7年1月14日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和6年12月27日 保医発1227第2号 (令和7年1月1日適用)
 - 令和6年12月27日 保医発1227第4号 (令和7年1月1日適用)
 - Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
 - 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その17)」(令和6年12月18日医療課事務連絡)
 - ・「ベースアップ評価料に係る届出様式について」(令和7年1月10日医療課事務連絡)
- 【『医科点数表の解釈 (令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】**
[\(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/\)](https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)
- ◆ 施設基準(基本・特掲)等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
510	右	上から12~13行目	初発の進行卵巣癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者の腫瘍細胞	初発の進行卵巣癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者の腫瘍細胞
510	右	上から15行目	【次行に追加】	(令 6.12.27 保医発 1227 2)
557	右		<p>【D023微生物核酸同定・定量検査の「12」腔トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数(350点)を準用する項目として追加】</p> <p>◇ マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した場合に、D023微生物核酸同定・定量検査の「12」の腔トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。</p> <p>ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合</p> <p>イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合</p>	(令 6.12.27 保医発 1227 4)
600	右	下から1行目~次頁上から1行目	長谷川式知能評価スケール及びMMSE	長谷川式知能評価スケール、MMSE及び神経心理検査用プログラム(視線の情報を連続的に収集し神経心理検査を行うもの)を用いる検査
601	右	上から10行目	【次行に追加】	(令 6.12.27 保医発 1227 2)
997	右		<p>【N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「1」エストロゲンレセプターの所定点数(720点)を準用する項目として追加】</p> <p>◇ p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQリンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「1」エストロゲンレセプターを準用して算定する。 ㊦</p>	(令 6.12.27 保医発 1227 4)
1097	一	上から3行目	(令 6.3.5 保医発 0305 8) (最終改正;令 6.11.29 保医発 1129 2) 【黄色網かけはWeb追補No.6等にて改正済み】	(最終改正;令 6.12.27 保医発 1227 2)
1108	右	上から29~31行目	(2) 椎体形成用材料セットは、原発性骨粗鬆症による場合は1回の手術に対し1セットを、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍による場合は3セットを限度と	(2) 椎体形成用材料セットは、骨粗鬆症、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍に対して使用した場合に、1回の手術で3セットを限度として算定できる。なお、続発性骨粗鬆症

頁	欄	行	変更前	変更後
			して算定する。	に対して使用する場合は、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
1108	右	上から31行目	[次行に追加]	(3) 骨粗鬆症に対して、1回の手術で2セット以上使用した場合は、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。


 医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。